

胎内市簡易水道事業経営戦略

(平成 30 年度～平成 39 年度)

平成 30 年 3 月

新潟県胎内市

目 次

第1章 経営戦略策定について.....	1
1 経営戦略の趣旨	1
2 経営戦略の位置づけ	1
第2章 事業概要	2
1 事業の現況	2
2 これまでの主な経営健全化の取組	5
3 経営比較分析表を活用した現状分析	6
第3章 将来の事業環境	11
1 給水人口の予測	11
2 水需要の予測	11
3 料金収入の見通し	12
4 施設の見通し	12
5 組織の見通し	13
第4章 経営の基本方針	14
第5章 投資・財政計画	15
1 投資・財政計画（様式第2号法非適用企業）	15
(1) 収益的収支（税抜）	15
(2) 資本的収支（税込）	16
2 投資・財政計画の策定に当たっての説明	17
(1) 収支計画のうち投資についての説明	17
(2) 収支計画のうち財源についての説明	19
(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	20
3 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	21
(1) 投資についての考え方・検討状況	21
(2) 財源について検討状況等	21
第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	22
1 計画の策定（P l a n）	22
2 計画の実施（D o）	22
3 達成状況の評価（C h e c k）	22
4 事業の改善（A c t）	22

第1章 経営戦略策定について

1 経営戦略の趣旨

当事業は、住民生活と経済活動に欠かすことの出来ない重要なライフラインであり、一時も止めることの出来ない半永久的な継続事業です。

公営事業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大により、大きな転換期を迎えています。

また、「施設の建設」の時代から「施設の維持管理」の時代に転換していること、頻発する災害への対応が急務となっていることから、施設の改築更新に多額の投資が必要となっています。

今後、将来にわたって継続的な運営を行うためには、収入と支出のバランスが取れた中長期的に安定した経営基盤を築くことが必須となっています。

このような状況から、経営戦略は、経営環境の変化へ適切に対応するため、地域特性やニーズの把握と詳細な経営状況の分析を行うことで、これまでの簡易水道事業の運営の見直しを図るとともに、安定的な経営基盤の強化を実現するための指針とすべく策定するものです。

2 経営戦略の位置づけ

この経営戦略は、中期的な事業運営の指針として平成30年度から39年度までの10年間の進むべき方向性を示す基本計画です。

また、本市全体の基本計画である「胎内市総合計画」及び行政改革の指針である「胎内市行政改革大綱」と整合を図りながら、総務省の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」及び「経営戦略の策定推進について」、厚生労働省の「新水道ビジョン」に基づくものとして、今後の課題に向けた方針や取組を明確にすることで、将来にわたって安定的な事業経営を行うための重要な役割を担っています。

第2章 事業概要

1 事業の現況

当事業は、昭和42年には高畑地区・桃崎浜地区・荒井浜地区を対象に事業創設の認可を受けて、昭和44年に給水を開始しました。

その後、昭和60年には下館地区等を対象に第二簡水施設を整備しました。平成4年には、高畑地区を水道事業へ統合し、桃崎浜地区・荒井浜地区は地区に管理を委託しました。平成6年には、黒川地区等を対象に第一簡水施設を整備しました。平成10年には、桃崎浜地区を水道事業へ統合しました。平成20年には、荒井浜地区を指定管理者として運営管理の指定を実施すること等により、これまで使用者の皆様へ安全な水道水の安定供給に取り組んできました。

なお、年月の経過とともに施設の老朽化が進行しているため、業務の中心は「施設の維持管理」に移行していることから、「施設の改築更新」が最重要課題であり、効率的な施設の改築更新の経費負担の平準化を図ることが重要です。

また、当事業は、地方公営企業法の非適用で経営していますが、総務省から公営企業会計適用について、平成31年度までを集中期間とする「公営企業の適用の推進について」の要請があり、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るために、当市においても期間内での本事業の法適用に取り組んでおります。

(1) 給水

平成29年3月末現在の給水戸数は1,733戸であり、計画1日最大給水量4,123m³で事業を進めています。(平成29年3月末現在)

供用開始年度	昭和42年6月27日	計画給水人口	7,680人
法適(全部・財務) ・非適用の区分	地方公営企業法 非適用	現在給水人口	5,581人
		有収水量密度	0.061千m ³ /ha

(2) 施設

(平成29年3月末現在)

水源	地下水		
施設数	浄水場設置数	1	管路延長 73.4km
	配水池設置数	4	
施設能力	4,123m ³ /日		施設利用率 49.2%

施設の名称	施設概要
水源施設	配水量 4,123m ³ /日 取水ポンプ室・取水ポンプ・集水井
導水施設	導水管 130m硬質塩化ビニール管 (φ150mm)
浄水施設	管理棟・曝気槽・塩素滅菌設備・紫外線照射設備
送水施設	送水ポンプ・浄水池
配水施設	第一配水池 809.5m ³ ・第二配水池 64.9m ³ ・第三配水池 64.7m ³ ・配水池棟3棟・増圧ポンプ

(3) 料金

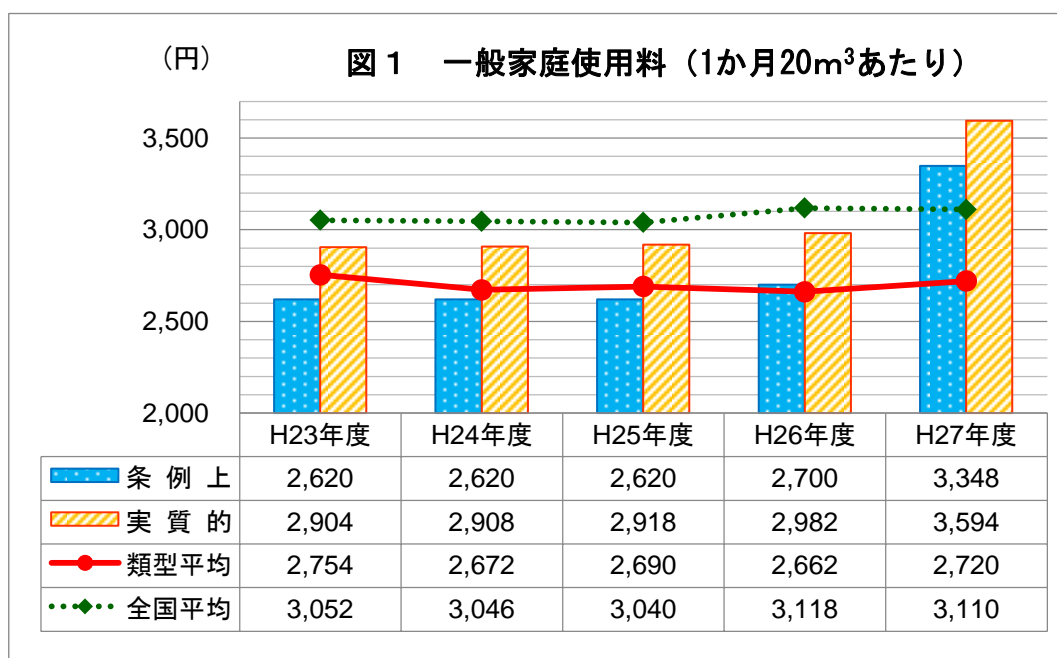
使用料は、事業運営に必要な経費を賄う水準とし、使用者に公平な負担を求める料金体系を基本として、用途による基本料、超過料金、メーター使用料を合計して徴収します。

生活に欠かすことの出来ない最低限の基本水量までは使用量に関わらず基本料金ですが、基本水量を超える場合には超過料金が加算されます。

また、配水管等の施設への負荷を考慮して、水道量水器の口径サイズによるメーター使用料と新たに給水装置を設置する場合は加入金を設定しています。

人口減少や工場の移転による有収水量の減少に対応し、平成27年4月に25%増の料金改定を行いました。類型平均や全国平均に比べ高い料金となっています。

なお、公共料金として生活と密接に関連するものであることから、事業経営状況、経費削減等の情報を公開して透明性の確保を図ります。



※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料。

※2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの。

使用料体系の 概要・考え方	使用実態に応じた受益者負担の原則に基づいて、用途別の水量に対する基本料金、超過料金、メーター使用料による累進使用料を徴収しております。			
	用途	基本水量	基本料金	超過料金
	家事用	10m ³	1,620 円	172 円/m ³
	営業用	30m ³	5,130 円	172 円/m ³
	官公署・学校用	50m ³	8,640 円	172 円/m ³
	工場用	100m ³	17,820 円	172 円/m ³
	病院用	50m ³	10,815 円	172 円/m ³
料金改定年月日(消費税のみの改定は含まない)			平成 27 年 4 月 1 日(25%増)	

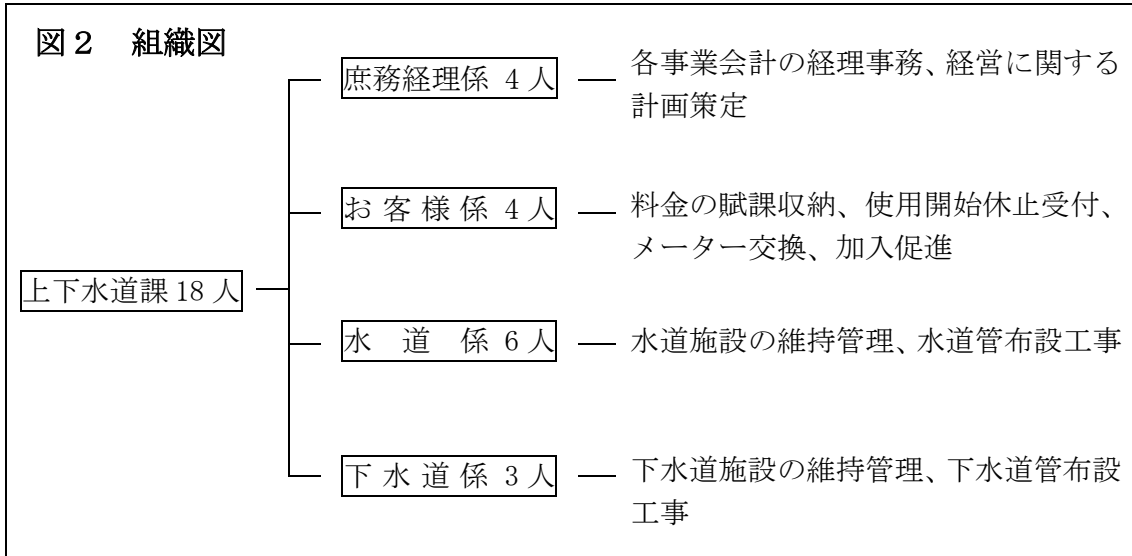
口径	メーター使用料(税込)	水道加入金(税込)
13 mm	54 円	32,400 円
20 mm	162 円	75,600 円
25 mm	172 円	118,800 円
30 mm	259 円	194,400 円
40 mm	324 円	324,000 円
50 mm	496 円	486,000 円
75 mm	496 円	1,080,000 円
100 mm	496 円	1,944,000 円

(4) 組 織

当市は、簡易水道事業管理者の権限は市長が行い、管理者の権限に属する事務を処理するため上下水道課を置いています。

29 年度現在、当課では、水道事業、工業用水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業の 5 事業の運営のため、水道係、下水道係、お客様係、庶務経理係を設置して、課長以下 18 名を配置しています。

簡易水道事業では、経費の合理化を図るため、農業集落排水事業の一部の賦課徴収業務等を一括して実施するとともに、その他の管路及び送配水施設の維持管理と運営を 2 名の職員が担当しています。



2 これまでの主な経営健全化の取組

(1) 賦課徴収業務の集約化

事業ごとに賦課徴収業務を行っておりましたが、水道事業でその他の事業分を併せて実施することで経費の合理化を図りました。

(2) 適正な資金管理

起債残高に留意して、企業債借入の抑制と平準化を図りながら、企業債の負担軽減を目指して効率的な資金管理に努めています。

(3) 民間委託の締結

以下の業務については、外部委託により経費の削減を図りました。

- ・浄化槽管理 ・電気保安全管理 ・浄水場施設管理 ・保安待機
- ・消毒設備点検 ・水質検査 ・ポンプ保守点検 ・電気設備保守点検
- ・清掃 ・開閉栓 ・メーター検針・量水器交換

浄水場施設管理及び保安待機業務については、水道事業と一括契約することで経費の削減を図りました。

また、浄水場施設管理については、平成25年度から5年間の長期の委託契約を行い、経費の削減を図りました。

(4) 下水道工事や道路工事との合併施工

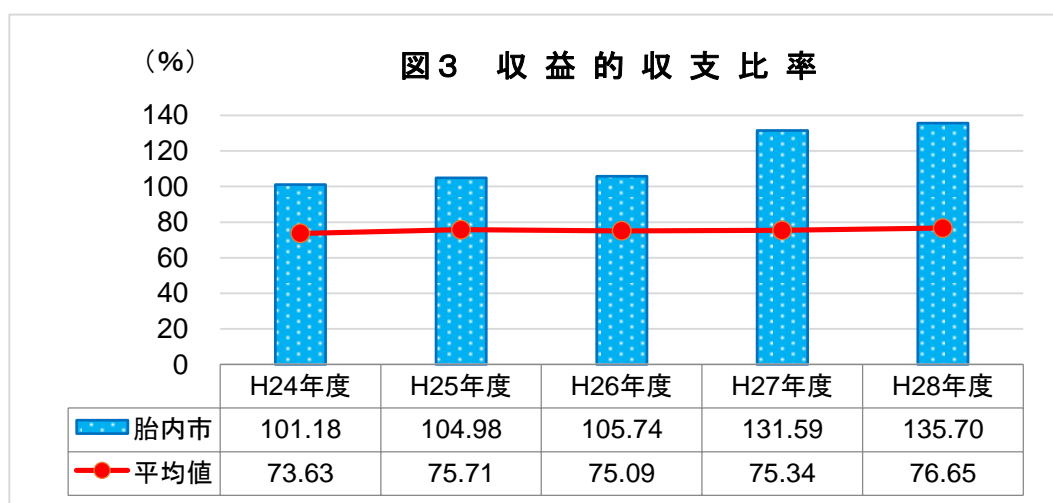
管路更新等において、他事業と共同施工することで、更新費用を削減しています。

3 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析は、主要な経営指標を用いて分析評価を行い、経営の現状及び課題を的確に把握することが目的です。数値をグラフ化し、全国の類似する市町村の平均値との比較を行いました。

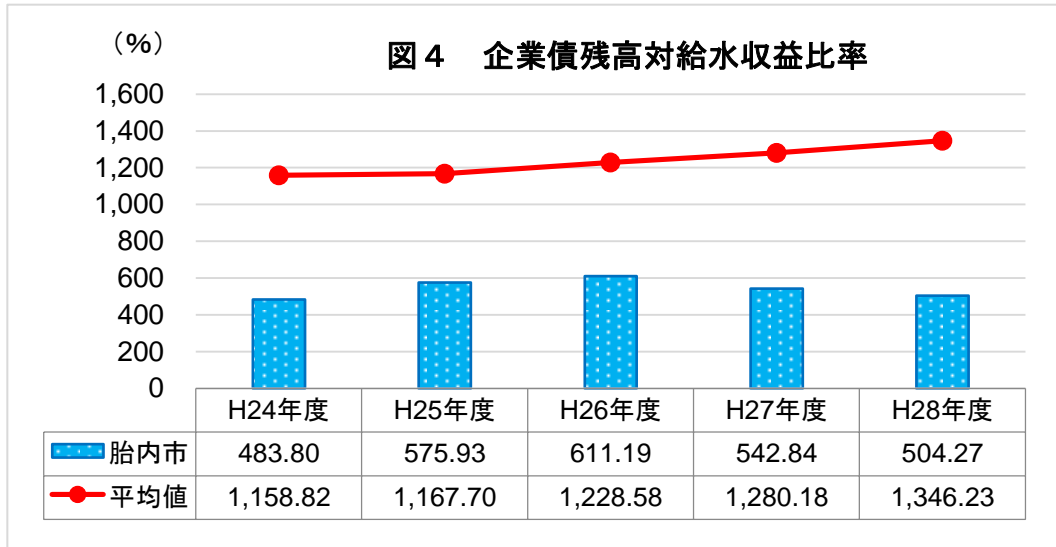
① 収益的収支比率(%)

指標の説明	給水収益や他会計繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。
算式	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
評価	100%以上であることから、収支が黒字であることを示していますが、継続的な経費節減や更新投資財源の検討が重要です。



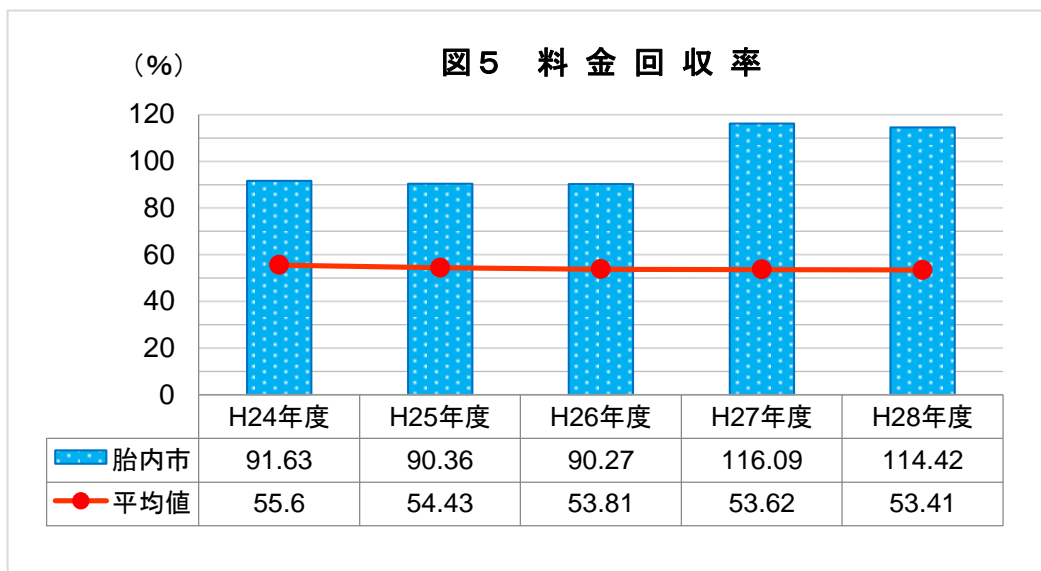
② 企業債残高対給水収益比率(%)

指標の説明	料金収入に対する企業債残高の割合により、企業債残高の規模を表す指標で、数値が低いほど健全と判断します。
算式	$\frac{\text{地方債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$
評価	企業債の返済による企業債残高の減少に加えて、計画的な起債により改善に努めていますが、給水収益の減少により増加傾向にあるため、更なる経営改善が必要です。



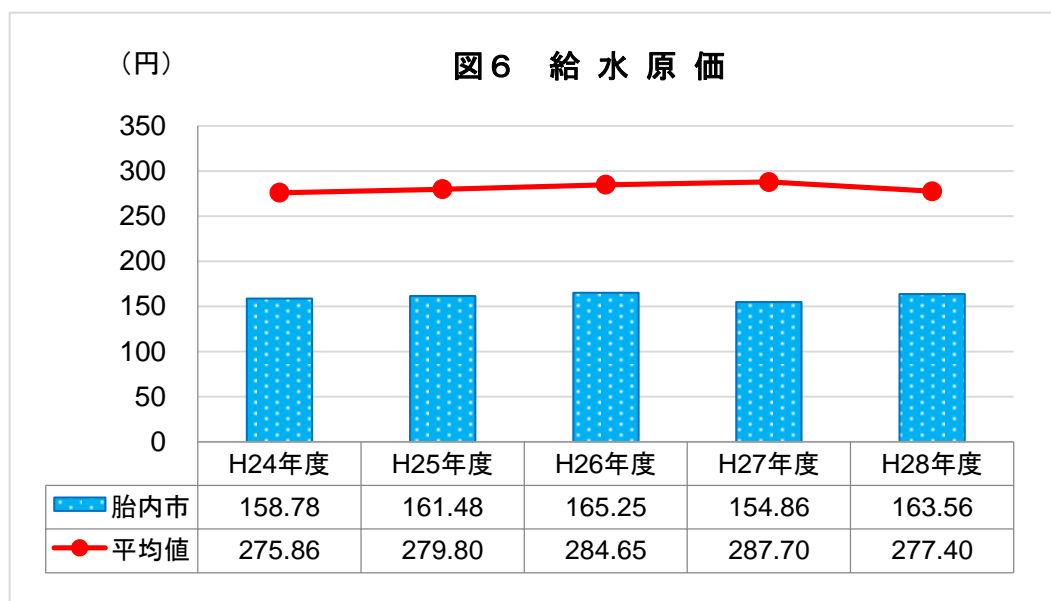
③ 料金回収率(%)

指標の説明	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表す指標で、100%未満の場合は使用料の確保と給水経費の削減が必要です。
算式	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$
評価	平成27年度の料金改定の実施により100%を超える改善傾向となりましたが、有収水量が減少傾向にあるため、更なる経費削減に努めなければなりません。



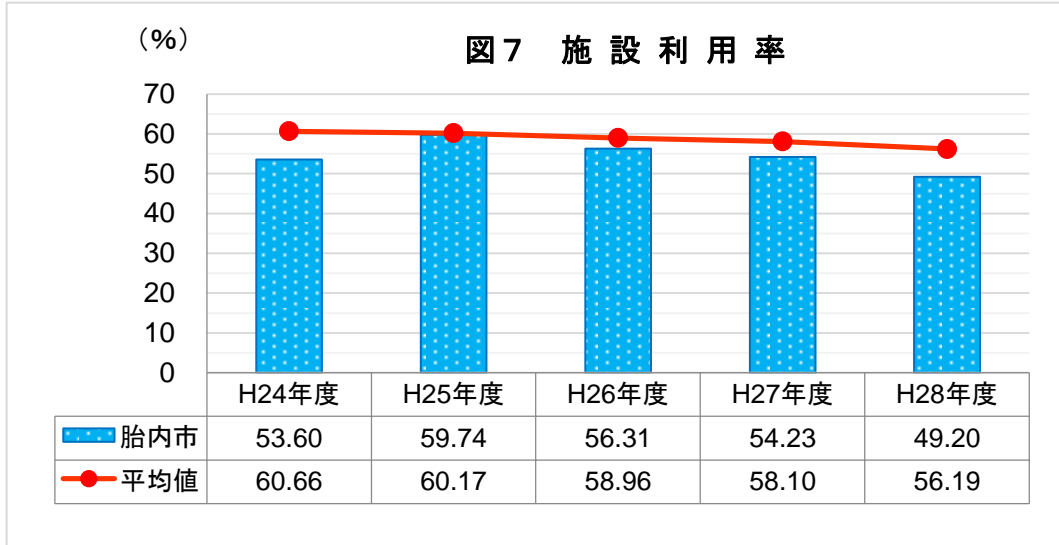
④ 給水原価(円)

指標の説明	給水に要した経費の効率性を表す指標で、有収水量1 m ³ 当たりの給水に係るコストを表しています。
算式	$\frac{\text{総費用} - \text{受託工事費} + \text{地方債償還金(繰上償還分除く)}}{\text{年間総有収水量}} \times 100$
評価	大規模修繕等の費用増加による原価上昇の影響がありますが、概ね横ばい状況にあり、平均値と比べて低い数値となっています。



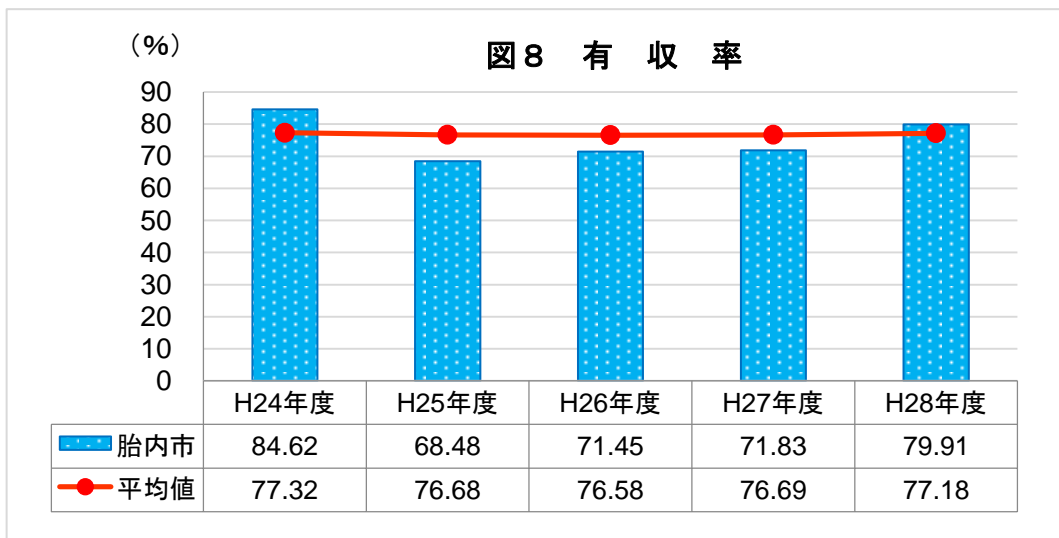
⑤ 施設利用率(%)

指標の説明	施設・設備が一日に対応可能な配水能力に対する一日の平均配水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。数値が高いほど健全と判断します。
算式	$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$
評価	計画時対象人口から人口が大幅に減少したことや実行密度の高い都市型とは対照的であることなどから、低い値となっています。なお、利用率の低い施設の統合や廃止を検討する必要があります。



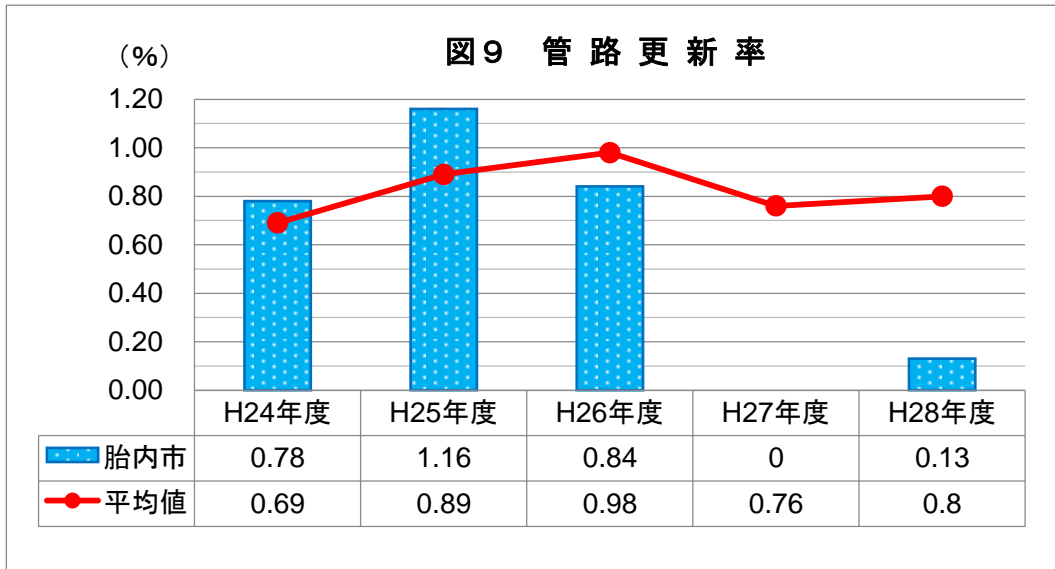
⑥ 有収率(%)

指標の説明	施設の稼働が収益に繋がっているかを判断するための指標です。100%に近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言えます。
算式	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
評価	漏水等による収益に結びつかない配水があると有収率の低下の原因となります。収益と費用に関係することから、不明水の原因究明に努めなければなりません。



⑦ 管路更新率(%)

指標の説明	更新を行った管路の割合を表す指標で、更新のペースや状況を把握します。
算式	$\frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$
評価	石綿管及び漏水に伴う布設替えや他事業に伴う移設補償工事を主体に行いましたが、今後は施設管理（アセットマネジメント）による長期の維持管理を行い、効率的な修繕及び更新に取り組むことで延命化を図る必要があります。

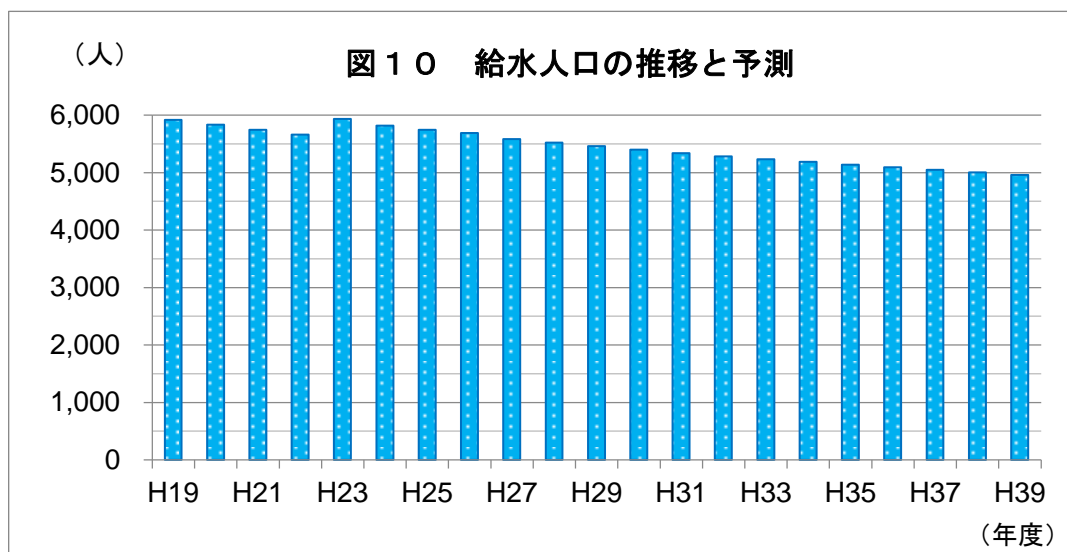


第3章 将来の事業環境

1 給水人口の予測

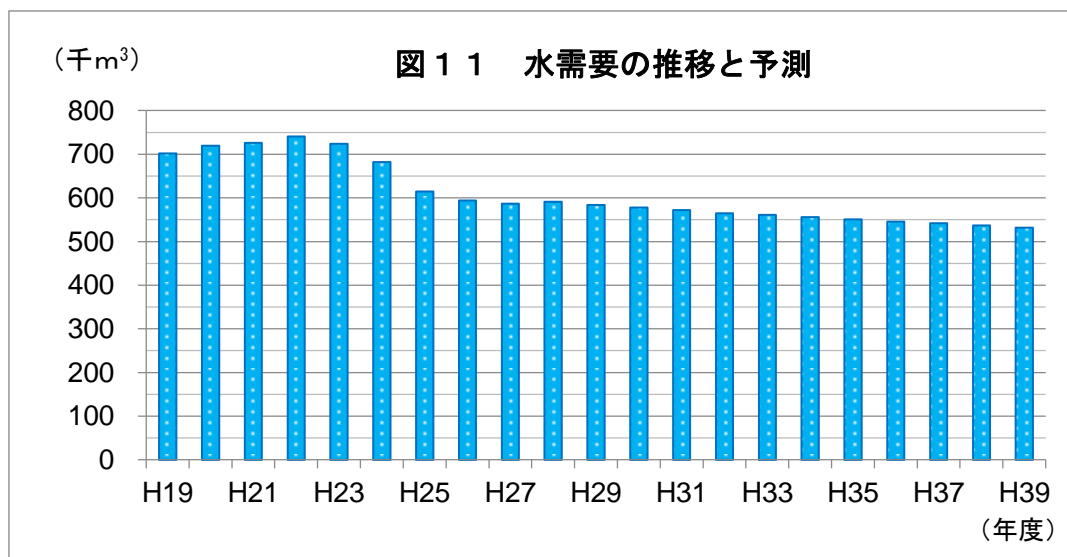
当市の総人口は、昭和50年をピークに減少傾向に転じており、給水人口についても減少傾向で推移しています。今後の給水人口については、当市の人口ビジョンの将来展望に基づいて、毎年約1%の減少を推計しています。

更なる少子高齢化による人口減少に伴って、給水人口の減少傾向が続く場合は、経営に多大な影響を及ぼすことが想定されます。



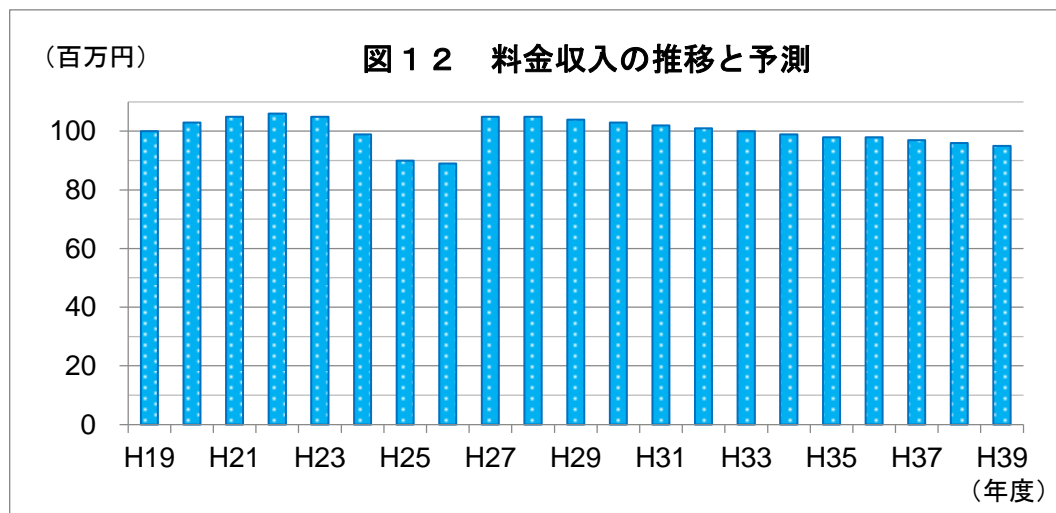
2 水需要の予測

有収水量は、給水人口の減少に伴って減少傾向で推移しています。今後の有収水量についても、給水人口と同様に当市の人口ビジョンの将来展望に基づいて、毎年約1%の減少を予測しています。



3 料金収入の見通し

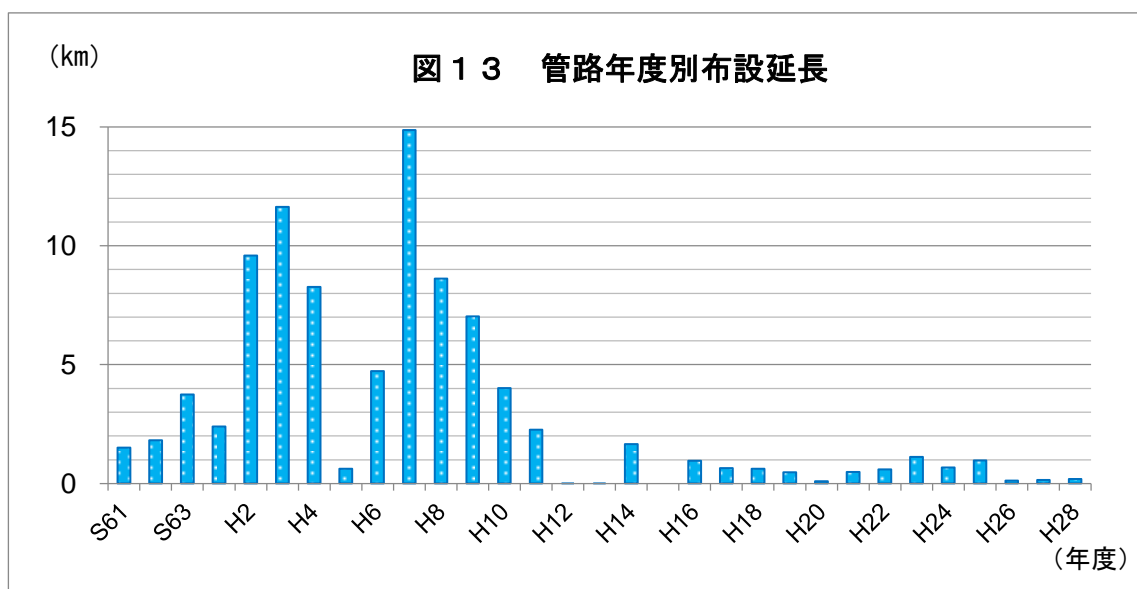
料金収入は、平成 22 年度までは微増傾向で推移していましたが、人口減少や工事移転により有収水量が減少したために、平成 27 年度に 25%増の料金改定を行いました。その後も減少傾向が続いており、今後も人口減少や節水型社会への移行に伴って減少傾向は続くものと想定しています。



4 施設の見通し

管路については、耐用年数は管種により 40 年又は 60 年となりますが、経年劣化が早く漏水率が高い石綿管の更新と漏水に伴う布設替を優先して実施してきました。

現在、法定耐用年数を超える資産はなく、老朽化に伴う更新は実施していませんが、法定耐用年数を経過した後の大量の改築更新時期において、施設管理（アセットマネジメント）による長期の維持管理を計画し、効率的な修繕及び更新を行うことで集中する改築更新工事の平準化とともに施設の延命化の対策を図ります。



5 組織の見通し

当市の「胎内市定員管理計画」においては、現在の市民数に対する職員数の目標に沿って実施していますが、今後も人口減少に伴って職員数の削減の可能性は想定されるため、更なる業務の効率化を図る取組が必要です。

なお、新規採用の抑制による影響から、職員一人当たりの業務量の増加と高齢化が進んでいるため、業務のノウハウや技術の継承とともに人材の育成が喫緊の課題となっています。

そのため、研修会の参加や資格の取得等の積極的な取組による職員のスキルの向上を図るとともに、業務の引き継ぎを徹底することにより、将来を担う人材の育成に努めています。

また、全国では、事業の包括的な委託や公民が連携してサービスの提供を行う P F I 等の民間活力の活用による組織の効率化やスリム化が取り組まれていることから、今後の重要課題として効果的な導入の検討を行います。

第4章 経営の基本方針

公営の事業は、企業性を発揮して最小の経費で最良のサービスを提供し、経営の健全化と効率化に努めることで、住民から理解を得る必要があります。

当事業は、住民生活と経済活動に欠かすことの出来ない重要なライフラインであることから、安全な水の安定供給が求められており、災害などの非常時においては必要な給水を確保することが更に強く求められています。

事業運営において、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大により、施設の改築更新にあたっては効率的かつ計画的な投資が必要です。

なお、投資と財源を均衡させることが非常に重要であり、将来にわたって持続的に運営を行うための経営改善が求められています。現在の課題や厳しい経営状況などを踏まえて、今後より一層の経営の健全化と効率化を図るとともに、経営基盤の強化を推進しなければなりません。

現在、当事業は、地方公営企業法の非適用で経営していますが、総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」において、地方公営企業法の適用の要請があり、その集中取組期間である平成32年度の法適用の実施を予定しており、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目指して取組んでいます。

この経営戦略において、『将来にわたって安心して安全な水道水の安定供給』を基本方針として、事業の見直し、経営の効率化、経営基盤の強化を重点に経営改善に向けた取組を進めます。

第5章 投資・財政計画

1 投資・財政計画（様式第2号法非適用企業）

(1) 収益の収支（税抜）

投資・財政計画（収支計画）

（単位：千円，％）

年 度		前々年度 （決算）	前年度 （決算見込）	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	
区 分														
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	135,612	123,820	124,015	120,014	119,971	118,192	117,462	116,029	114,588	113,136	111,657	110,436
		(1) 営 業 収 益 (B)	117,955	114,543	114,620	109,345	109,216	108,187	107,157	106,138	105,118	104,078	103,038	102,037
		ア 料 金 収 入	110,718	110,361	106,345	106,215	106,086	105,057	104,027	103,008	101,988	100,948	99,908	98,907
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)			1,145									
		ウ そ の 他	7,237	4,182	7,130	3,130	3,130	3,130	3,130	3,130	3,130	3,130	3,130	3,130
		(2) 営 業 外 収 益	17,657	9,277	9,395	10,669	10,755	10,005	10,305	9,891	9,470	9,058	8,619	8,399
		ア 他 会 計 繰 入 金	12,325	9,070	9,060	9,070	10,420	9,670	9,970	9,556	9,135	8,723	8,284	8,064
		イ そ の 他	5,332	207	335	1,599	335	335	335	335	335	335	335	335
		2 総 費 用 (D)	66,444	71,527	82,862	64,769	70,621	67,653	68,861	66,062	65,105	61,293	61,498	61,669
	収益的 支出	(1) 営 業 費 用	55,150	52,757	67,789	53,525	55,010	53,446	54,932	53,446	54,932	53,446	52,932	52,846
		ア 職 員 給 与 費	12,683	12,668	13,068	11,492	11,491	11,491	11,491	11,491	11,491	11,491	11,491	11,491
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	42,467	40,089	54,721	42,033	43,519	41,955	43,441	41,955	43,441	41,955	41,441	41,355
		(2) 営 業 外 費 用	11,294	18,770	15,073	11,244	15,611	14,207	13,929	12,616	10,173	7,847	8,566	8,823
		ア 支 払 利 息	11,294	10,586	10,073	9,744	9,011	8,207	7,329	6,416	5,573	4,747	3,866	3,423
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
		イ そ の 他		8,184	5,000	1,500	6,600	6,000	6,600	6,200	4,600	3,100	4,700	5,400
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		69,168	52,293	41,153	55,245	49,350	50,539	48,601	49,967	49,483	51,843	50,159	48,767	
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	17,557	28,409	61,985	24,410	26,860	32,360	36,110	52,124	58,145	36,857	30,296	22,516
		(1) 地 方 債 償 還 金	10,700	21,900	55,500	17,900	14,200	14,450	14,500	29,600	33,700	15,000	15,000	15,000
		資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	6,857	6,509	6,485	6,510	9,660	7,910	8,610	11,524	24,445	21,857	15,296	7,516
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他					3,000	10,000	13,000	11,000					
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	63,427	78,921	113,534	79,209	78,032	82,711	84,810	102,094	107,730	88,536	79,635	68,110
		(1) 建 設 改 良 費	11,802	25,318	56,500	17,900	14,200	10,000	10,000	25,100	29,200	15,000	15,000	15,000
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	30,320	32,298	35,729	40,004	42,527	51,406	53,505	55,689	57,225	52,231	43,330	31,805
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	21,305	21,305	21,305	21,305	21,305	21,305	21,305	21,305	21,305	21,305	21,305	21,305
		(5) そ の 他												
		3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 45,870	△ 50,512	△ 51,549	△ 54,799	△ 51,172	△ 50,351	△ 48,700	△ 49,970	△ 49,585	△ 51,679	△ 49,339	△ 45,594

(2) 資本的収支 (税込)

投資・財政計画 (収支計画)

(単位: 千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	23,298	1,781	△ 10,396	446	△ 1,822	188	△ 99	△ 3	△ 102	164	820	3,173
積 立 金	(K)	20,000	17,003	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
前年度からの繰越金	(L)	24,324	27,622	12,400	2,000	2,442	616	800	697	690	584	744	1,560
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	27,622	12,400	2,000	2,442	616	800	697	690	584	744	1,560	4,729
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P) (N)-(O) 赤 字 (Q)	27,622	12,400	2,000	2,442	616	800	697	690	584	744	1,560	4,729
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収 益 的 収 支 比 率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	140	119	105	115	106	99	96	95	94	100	107	118
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	117,955	114,543	113,475	109,345	109,216	108,187	107,157	106,138	105,118	104,078	103,038	102,037
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	558,322	549,123	572,894	550,790	522,464	481,058	437,553	406,965	378,940	341,710	313,380	296,575

○他会計繰入金

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度
収 益 的 収 支 分		12,325	9,070	9,060	9,070	10,420	9,670	9,970	9,556	9,135	8,723	8,284	8,064
	うち基準内繰入金	2,483	2,790	2,780	2,790	4,140	3,390	3,690	3,276	2,855	2,443	2,004	1,784
	うち基準外繰入金	9,842	6,280	6,280	6,280	6,280	6,280	6,280	6,280	6,280	6,280	6,280	6,280
資 本 的 収 支 分		6,857	6,509	6,485	6,510	9,660	7,910	8,610	11,524	24,445	21,857	15,296	7,516
	うち基準内繰入金	6,857	6,509	6,485	6,510	9,660	7,910	8,610	11,524	24,445	21,857	15,296	7,516
	うち基準外繰入金												
合 計		19,182	15,579	15,545	15,580	20,080	17,580	18,580	21,080	33,580	30,580	23,580	15,580

2 投資・財政計画の策定に当たっての説明

(1) 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設の改築更新については、起債残高に留意し、過大な経費負担にならないよう、施設管理による最適化と平準化を図ります。
-----	---

① 民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBOの導入）に関する事項

社会情勢の変化や事業を取巻く経営環境が厳しさを増す中で、行政のサービス水準の維持向上と経費の削減を図るために民間活力やノウハウの活用が行われています。具体的には、包括的民間委託、指定管理者制度の活用、PFI・DBO等の導入があります。

これまで、施設管理業務等は委託契約により業務の効率化を図ってきましたが、PFI等の民間活力の活用については、先進取組み事例等の情報の調査及び研究の段階であり、将来の大規模設備更新時に効果的な導入方法の検討を継続して行います。

② 施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）に関する事項

施設・設備の更新等については、人口減少に伴う使用水量を考慮して、将来的に必要な供給能力に見合う施設サイズに合わせていくために、抜本的な施設規模の適正化を図る手法です。

また、稼働率の低いものから廃止・統合を実施することで、可能な限りコスト低減を実施することが必要です。なお、安易に施設の規模を縮小するのではなく、施設の余力や安全性を十分に考慮して行わなければなりません。

現在の施設には検討の対象はありませんが、今後多額の設備更新費用が見込まれることから、検討を継続しています。

③ 施設・設備の合理化（スペックダウン）に関する事項

施設・設備の更新時においては、単に既存施設と同じ性能のものを更新するのではなく、将来の人口減少による有収水量の減少を考慮したサービス水準等の予測に合わせて、施設・設備の合理化を図る手法です。

現在の施設には検討の対象はありませんが、今後多額の設備更新費用が見込まれることから、検討を継続しています。

④ 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化に関する事項

長寿命化とは、劣化が進む前に計画的に修繕等を実施する予防保全に取り組むことにより、トータルコストの縮減と投資の平準化を図る手法です。

投資の平準化とは、施設の改築更新が集中する時期においては、施設設備の重要度、事故が発生した場合の影響、老朽化の度合、改築更新の必要性の高い施設の優先度等を考慮したうえで、施設の改築更新の実施年度を前後させる方策により、投資額が集中しないよう取り組むものです。

不具合が生じた後に修繕等を行う事後保全に加えて、予防保全を導入することにより、機能・性能が維持され、突発的な事故や費用の発生リスクを軽減することが出来ることから積極的な検討が必要です。なお、施設の劣化状況等を十分に把握するために、資産管理による計画的な取り組みを行います。

また、耐用年数の経過後の大規模改築更新工事において、健全な事業運営とするために、投資の平準化に取り組んでいます。

⑤ 広域化に関する事項

社会情勢の変化や事業を取巻く経営環境が厳しさを増す中で、公営企業における経営基盤の強化、経営効率の向上を図るために事業の広域化への取組が行われています。

近隣の動向に留意し、新潟広域都市圏等の事務連携事業において、既存の枠組みを越えた広域化の検討を継続します。

⑥ 防災・安全対策に関する事項

地震大国の日本では、大地震がいつ発生するかの予測は困難ですが、生命と生活を支える水道施設としては、地震発生時に被害を最小限に止めて、水道水を確保するために施設の耐震化が強く求められます。

また、災害等の発生に対しては、危機管理マニュアルを策定し、災害対策・配備体制による組織体制の充実を図ります。また、水道事業者や日本水道協会などの団体との連携強化により、情報収集、予防、初動応急対策を実施することにより、迅速で的確な復旧活動への着手と防災組織体制の構築を図ります。

なお、施設については、施設管理（アセットマネジメント）による耐震化の対策を図り、計画に基づいて効率的な修繕及び更新に取り組めます。

管路については、布設替えの際には硬質塩ビ管から耐震性のポリエチレン管に替えることで耐震化を図っています。

(2) 収支計画のうち財源についての説明

目 標	料金収入の安定確保と徹底した経費削減を行うとともに、収支均衡に努めて持続的な経営の安定を図ります。
-----	---

① 料金に関する事項

料金収入は、平成 22 年度までは微増の傾向で推移していましたが、人口減少や工場移転による有収水量が減少したために、平成 27 年度に 25%増の料金改定を行いました。その後も減少傾向が続いており、今後も人口減少や節水型社会への移行に伴い減少傾向は続くものと推測されます。

なお、流動資産の保有が少ないため、物価や金利の上昇、水需要の減少等が生じた場合には、財政状況の悪化が予想されます。

今後、施設等の老朽化に対する計画的な更新及び耐震化に多額の事業費が必要となることから、建設改良費及び経費の抑制をはじめ、有収率の維持向上、業務改善、使用料等の収納率の向上を図ることにより、財源確保のために最大限の取組を行います。

それでもなお、収支均衡が図られない場合は、適正な料金の改定が必要となります。なお、当市の使用料は、全国平均及び類型平均と比較しても高い水準にあり、料金の改定にあたっては慎重に行う必要があります。

② 企業債に関する事項

企業債は、建設改良費に充てるために借入れる長期借入債です。受益世代と費用負担世帯との間で負担の公平性を確保するために必要ですが、将来の使用料収入が減少した場合には、利子を伴う償還であることや施設の老朽化対策が今後必要となることから、将来を担う世代に過大な負担とならないよう計画的に行わなければなりません。

なお、給水収益に対する企業債残高に着目し、企業債の抑制に努めて企業債残高の削減を図っています。

③ 繰入金に関する事項

繰入金については、国の繰出基準内において、前年度の交付税の基準財政需要額として算入された額を一般会計から繰入っており、また特別会計の鹿ノ俣発電事業からの配当分の繰入も行っています。

今後は使用料収入の減少による収益の悪化が想定される場所ですが、経費

削減や使用料の見直しを継続的に行うことで、健全な経営改善に向けた取組が重要です。

④ 資産の有効活用等による収入増加の取組に関する事項

資源の有効活用については、初期投資に要するコストが高額な場合が多いこと、本市の規模ではスケールメリットを得ることが難しい場合が多いと推測されますが、先進地事例等の調査及び研究により可能性を模索して検討を継続します。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

① 委託料に関する事項

浄水場の保安待機業務及び施設管理業務については、水道事業と一括して民間に業務委託を行うことでサービス水準の維持と経費の削減を図っています。なお、浄水場の施設管理業務は、平成 25 年度から 5 年間の長期民間委託契約を行っています。

今後は、現在委託を行っている業務について、市民サービス向上と経費削減となるよう費用対効果などの見地から、一連の業務を一括して委託する包括的民間委託等の導入についての先進地事例の調査及び研究を行い、効果的な導入についての検討を継続します。

② 修繕費に関する事項

技術的な面からの施設管理（アセットマネジメント）による長期の維持管理計画を策定し、この計画に基づいて効率的な修繕及び更新を行うことで経費の削減を図ります。

③ 動力費に関する事項

動力費では、配水量の減少等により使用電力量は減少傾向にありますが、電力料金単価の変動や今後の再生可能エネルギー発電促進賦課金の増額も見込まれます。

長期の維持管理計画による需要予測から、更新するポンプ等の設備については、現在使用しているものよりも小型化や省力化タイプの導入により施設の効率的な稼働を図ることにより、費用の削減に取り組めます。

④ 職員給与費に関する事項

職員給与は、市長部局に準じて、適正化を図っています。

3 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) 投資についての考え方・検討状況

① 施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）に関する事項

現在、第1簡易水道および第2簡易水道のそれぞれに取水施設や浄水施設を有していますが、今後の水需要の減少を勘案し、設備の統合や廃止について検討します。

② 施設・設備の合理化（スペックダウン）に関する事項

将来において水需要の減少が見込まれることから、配水管布設替時における管の口径や設備更新時における配水池の規模などについて検討します。

(2) 財源について検討状況等

① 料金に関する事項

今後、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う多額の工事費が必要となることから、財源の確保が必要となります。

料金については、当市の水道委員会において、受益者負担の原則に基づいて検討を行います。なお、料金の見直しにあたっては、住民及び議会の十分な理解を得たうえで、適切な料金体系を設定することが極めて重要です。

第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

現在、節水型社会と人口減少の進展や「施設の維持管理」の時代への転換等の事業を取り巻く環境は、刻々と変化を続けて大きな転換期を迎えています。

そして、当市の財政事情も厳しさを増しており、限られた予算を有効に配分し、効率的に執行するための経営改革が必要であり、広く使用者に内容を公開することが重要です。

そのため、進捗管理（モニタリング）を毎年度実施するとともに、計画と実績との徹底した比較分析と事業の見直しの実施にあたっては、「PDCAサイクル」の方法により、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Act）の段階を繰り返し毎年度行うことで、各段階の継続的な向上（スパイラルアップ）を図ります。

また、5年毎に経営戦略の見直し（ローリング）を行い、計画と実績が乖離する場合は原因を分析し、その結果を予算編成や次期計画の策定等に反映させるもので、継続的に業務の改善を図ることを目的とするものです。

なお、事業について使用者の皆様からご意見やご提言を伺い、見直しに役立てます。

1 計画の策定（Plan）

従来の実績や将来の予測等を基に重点目標や経営指標について分かり易い計画を策定します。

2 計画の実施（Do）

重点目標に留意して計画を実施します。

3 達成状況の評価（Check）

計画に沿って行われているか、実績の達成度について、類似団体との比較分析により、客観的で合理的な検証を行います。

4 事業の改善（Act）

経営状況の的確な把握を行い、経営の健全化と効率化のため事業の見直しを行い、計画の改定を行います。

